



子供の頃、岩手県へ毎年里帰りをしていました。元トラック運転手の父親が東名→首都高→東北自動車道へと12時間かけて走ります。祖父母との、結婚の際の約束だったそうです。今年は8/11(金)～8/15(火)まで、夏期休業とさせていただきます。休暇中はご不便をおかけしますが、何卒よろしくお願いたします。熱中症、感染症に気を付けて、よい休暇をお過ごしください。



1. 社会保険

●永年勤続表彰金は報酬等に該当するか？

～要件に該当すれば対象外！～

→長年の功労に対して支給される**永年勤続表彰金**について、社会保険における**報酬等(報酬・賞与)**に含まれるか？に対する回答が出されました。以下の要件に該当すれば、**報酬等ではない**(=社会保険料がかからない)という形になります。

【永年勤続表彰金】

①表彰の目的

企業の**福利厚生施策**または**長期勤続の奨励策**として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される

②表彰の基準

勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの

③支給の形態

社会通念上いわゆる**お祝い金の範囲を超えない**ものであって、表彰の間隔が**概ね5年以上**のもの

※上記①②③すべてを満たせば報酬等に該当しない

→「ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもって直ちに報酬等と判断するのではなく、・・・性質について十分確認した上で総合的に判断すること」とあるため、①②③を満たさない場合でも、確認をしてみるようにしましょう。

2. 退職金

●モデル退職金規定、変更！

～勤続年数の記載なしに～

→厚生労働省が作成しているモデル就業規則の中で、**退職金の支給要件**が変更されました。転職を阻害する要因を排除すべく、自己都合退職の場合の減額を無くすという形で、一般的な**「勤続●年以上」**の記載が**削除**されました。

【退職金規定】(※抜粋)

旧) **勤続●年以上**の労働者が退職し又は解雇されたときは、この章に定めるところにより退職金を支給する。ただし、**自己都合による退職者で、勤続●年未満の者には退職金を支給しない**。また、第67条第2項により懲戒解雇された者には、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

新)労働者が退職し又は解雇されたときは、この章に定めるところにより退職金を支給する。ただし、第68条第2項により懲戒解雇された者には、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

→上記と同じように作成しなければならない、ということはない、退職金がない場合は規定を作成する必要はありません。
→モデル就業規則はH30.1改定では副業が原則禁止→原則okへ変更されたり、時代の流れで変更されてきています。
→**常時10人以上**の従業員がいる事業所は、就業規則を作成して届出をしなければならないという義務があります。

今月のピックアップ



●トラックGメン、始動！～監視強化へ実効性を確保～

トラックドライバーの長時間労働・低賃金を改善し労働力を確保すべく、**トラックGメン**が創設されました。調査を行い**荷主・元請事業者の監視を強化**します。国土交通省の管轄です。

●最低賃金、今年もアップ！～過去最大の引上げ幅、更新！～

最低賃金が、全国加重平均で**41円**の上昇となりそうです(愛知は**1,027円**に?)。来月号で、みなさんの地域の最低賃金(確定版)を詳しくお知らせさせていただきます。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

